

年金相談 マニュアル

相談事例編

平成 24 年度版



日本年金機構

Japan Pension Service

年金相談マニュアル

目次

第1章	適用関係、国民年金保険料	1
第1節	被保険者記録	3
第2節	国民年金保険料	15
第3節	社会保険料控除証明書	27
第2章	年金記録にかかる対応	47
第1節	ねんきんネット	49
第2節	ねんきん定期便	57
1.	ねんきん定期便の概要	65
2.	手続き等	74
3.	記載内容	78
4.	年金加入履歴	84
5.	見込額試算	93
6.	その他	99
第3節	厚生年金加入記録のお知らせ	103
第4節	ねんきん特別便	115
第5節	再裁定	127
第6節	第三者委員会	133
第7節	時効特例給付	139
第8節	遅延加算金	149
第3章	年金の請求関係	155
第1節	年金請求	157
第2節	見込額について	167
第4章	年金制度について	177
第1節	老齢年金の制度	179
1.	年金証書の記載内容について	187
2.	加給年金・振替加算	188

3.	在職老齢年金	194
4.	雇用保険との調整	197
5.	申出による停止	203
6.	繰下げ制度	206
第2節	障害年金の制度	217
第3節	遺族年金の制度	227
第4節	離婚分割	243
第5節	脱退一時金	255
第6節	債権・差押え	265
第7節	三共済・旧令共済	277
第8節	社会保障協定	293
1.	共通	303
2.	日米通算協定	308
3.	日独通算協定	311
4.	日英通算協定	313
5.	日韓通算協定	314
6.	日白通算協定	315
7.	日仏通算協定	318
8.	日・カナダ通算協定	322
9.	日豪通算協定	326
10.	日蘭通算協定	329
11.	日・チェコ通算協定	332
第9節	厚生年金基金	335
第5章	受給者の届出	349
第1節	手続き等	351
1.	再交付	355
2.	死亡・未支給	358
3.	住所・金融機関変更	362
第2節	通知等	367
1.	通知全般	373
2.	現況届・住基ネット	377
第3節	その他	387
第6章	年金と税について	395
第1節	年金からの特別徴収について	397

第2節 扶養親族等申告書	405
第3節 源泉徴収	435

年金相談マニュアル

第 1 章

適用関係、 国民年金保険料

この「相談事例」は平成 25 年 11 月 29 日【年相情 2013-85】「年金相談マニュアルの一部廃止に伴う対応」に基づき廃止した「相談事例編」に対し、研修事例として残してほしいとの年金事務所からの要望を受け掲載しています。

そのため、ご使用の際は、内容は平成 24 年度当時のものであり、内容の精査、見直し及び改訂は行っていないこと、また、この内容に関する照会もお受けできないことをあらかじめご承知ください。

相談事例

第1節
被保険者記録

相談事例

第1章 適用関係、国民年金保険料

第1節 被保険者記録 問一覧

- (問1) 厚生年金保険の被保険者の妻は、「第3号被保険者」になれると聞いています。「第3号被保険者」になるには、どのような要件がありますか。また、その手続きについて教えてください。
- (問2) 現在、自分がどのくらい年金に加入しているか確認したいのですが、どこに行けば教えてもらえるのでしょうか。その手続き方法を教えてください。
- (問3) 被保険者期間が、年金の受給要件に満たないときに何か救済措置はありますか。任意加入ができると聞きましたが、何歳まで加入できますか。
- (問4) 昭和50年6月に結婚しました。サラリーマンの妻だった期間は、国民年金に加入しているはずなのに、昭和61年4月からしか国民年金の加入記録がないと言われました。どうしてですか。
- (問5) 国民年金手帳には、加入が昭和35年10月1日となっているのに保険料を納付した期間が、昭和36年4月からしかありません。私はもれなく納めてきたはずですが、どうしてですか。
- (問6) 国民年金は20歳で加入しなければならないと聞きました。私は、平成2年8月に20歳になりましたが、平成3年4月からしか国民年金の加入記録がありません。どうしてですか。
- (問7) 国民年金の特例納付とは何ですか。
- (問8) 厚生年金保険制度はいつから始まりましたか。
- (問9) 65歳を過ぎてからも働いていましたが、厚生年金保険の記録がないのはどうしてですか。
- (問10) 厚生年金に加入しましたが、国民年金の納付書が送られてきました。どうしてですか。
- (問11) 昭和61年3月以前は、何歳まで厚生年金保険に加入できましたか。
- (問12) 退職日の翌日が資格喪失日となるのはどうしてですか。
- (問13) 議員（地方、国会等）は議員年金の他に年金制度に加入しなければならないのですか。
- (問14) 共済組合と厚生年金加入記録が重複した場合はどうなりますか。
- (問15) 採用が内定している大学4年生が3月20日に卒業して、翌21日から当社で実習についている場合は、いつから被保険者となりますか。なお、当人の正式入社は4月1日ですが、実習中は日割計算で賃金を払っています。

- (問 16) 半年間外国へ出張する人がいますが、被保険者の資格はどうなりますか。
- (問 17) 当社では、外国の研修者が従業員として勤務していますが、被保険者となりますか。
- (問 18) 当社では、主婦をパートタイマーで雇うことにしましたが、厚生年金保険の被保険者として適用しなければなりませんか。
- (問 19) 共済期間のみの人の基礎年金番号通知書の再交付はどこでできますか。
- (問 20) 昇格により、7月分の給与より管理職手当が支給されるようになりましたが、逆に残業手当がなくなったため、結果として給料が減額になりました。この場合、随時改定(月額変更届)に該当しますか。

(問 1) 厚生年金保険の被保険者の妻は、「第3号被保険者」になれると聞いています。「第3号被保険者」になるには、どのような要件がありますか。また、その手続きについて教えてください。

(答)

第3号被保険者は、第2号被保険者（厚生年金保険の被保険者など）の配偶者であって、主として第2号被保険者に扶養されている方のうち、20歳以上60歳未満の方です。

手続きは、第2号被保険者のお勤めの事業主を経由して行うこととなります。

(問 2) 現在、自分がどのくらい年金に加入しているか確認したいのですが、どこに行けば教えてもらえるのでしょうか。その手続き方法を教えてください。

(答)

① ねんきん定期便による確認

被保険者の方は誕生日の月に「ねんきん定期便」が届きます。定期便で被保険者記録、見込額を確認できます。

② ねんきんネットによる確認

「ねんきんネット」を申込むことにより、被保険者記録・見込額を確認できます。

③ 電話による回答

「ねんきんダイヤル」でご相談ください。

④ 来訪による相談

お近くの年金事務所または街角の年金相談センターでご相談ください。

(問 3) 被保険者期間が、年金の受給要件に満たないときに何か救済措置はありますか。任意加入ができると聞きましたが、何歳まで加入できますか。

(答)

国民年金加入の場合は、60歳の時点で受給資格を満たしていない場合、60歳～65歳まで任意加入することで受給資格を満たすことができます。また、65歳までの任意加入だけでは受給要件を満たせない場合でも昭和40年4月1日までに生まれた方は、70歳まで国民年金に任意加入することができます。

また、厚生年金保険加入の場合は適用事業所に勤務する70歳以上の人であって、老齢、退職を支給事由とする受給権がないときは、厚生年金保険の被保険者になることができます。

詳しくは、お近くの年金事務所または街角の年金相談センターでご相談ください。

(問 4) 昭和50年6月に結婚しました。サラリーマンの妻だった期間は、国民年金に加入しているはずなのに、昭和61年4月からしか国民年金の加入記録がないと言われました。どうしてですか。

(答)

第3号被保険者の制度は昭和61年4月から開始されました。それまでは、国民年金の任意加入期間だったため、ご自身で国民年金に加入し、保険料を納付されていなければ、国民年金の加入記録はありません。

<補足>

昭和36年4月から昭和61年3月までは第2号被保険者の配偶者で20歳以上60歳未満の人は国民年金に任意加入となっており、任意加入しなかった期間は合算対象期間になります。

(問 5) 国民年金手帳には、加入が昭和35年10月1日となっているのに保険料を納付した期間が、昭和36年4月からしかありません。私はもれなく納めてきたはずですが、どうしてですか。

(答)

国民年金制度は、昭和35年10月に発足されましたが、昭和36年3月までは準備期間とされていました。

そのため、手帳の資格取得年月日の欄は昭和35年10月1日と記載されていますが、保険料の納付は昭和36年4月から開始されました。

(問 6) 国民年金は20歳で加入しなければならないと聞きました。私は、平成2年8月に20歳になりましたが、平成3年4月からしか国民年金の加入記録がありません。どうしてですか。

(答)

平成3年3月までは20歳以上であっても、大学生や専門学校生は国民年金に任意で加入する制度でした。任意加入するためには、市区役所または町村役場で加入の手続きをご自身で行っていただく必要がありました。

(問 7) 国民年金の特例納付とは何ですか。

(答)

国民年金の特例納付とは、保険料未納による無年金者の救済措置として過去に3回、一定の申込期間に申出を行えば、時効により保険料が納付できなくなった期間についても遡って保険料を納付することができた制度です。

回数	申込期間	遡及分の保険料
1回目	昭和45年7月1日～昭和47年6月30日	450円
2回目	昭和49年1月1日～昭和50年12月31日	900円
3回目	昭和53年7月1日～昭和55年6月30日	4,000円

<補足>

次の期間は時効により保険料が納付できなくなった期間から除きます

- 1回目 若年任意加入被保険者及び5年年金の被保険者期間
- 2回目 任意加入期間及び5年年金の被保険者期間
- 3回目 任意加入期間及び5年年金の被保険者期間

(問 8) 厚生年金保険制度はいつから始まりましたか。

(答)

厚生年金制度は、昭和17年6月1日に労働者年金保険として始まりました。この当時加入できたのは、一定範囲の男性労働者だけでした。

その後昭和19年6月1日からは、厚生年金保険法に名称変更して、女子や一般職の方も加入できることになりました。

当時、適用手続きは、昭和19年6月から開始しているため、厚生年金保険被保険者証等には、昭和19年6月取得と書かれていますが、9月までは準備期間とされていたため、それまでの間、保険料の徴収はなく、年金額の期間の計算は昭和19年10月からとなります。

(問 9) 65歳を過ぎてからも働いていましたが、厚生年金保険の記録がないのはどうしてですか。

(答)

昭和61年4月から平成14年3月までは、65歳以降も引き続き適用事業所で働いていても、65歳到達日(65歳の誕生日の前日)で厚生年金保険の資格は喪失しました。

また、平成14年4月1日からは、適用事業所に使用される70歳未満の方が厚生年金保険の被保険者となりますので、平成14年3月以前に65歳になられた方で、4月以降も在職中の70歳未満の方は、平成14年4月1日付で被保険者の再取得となっています。

(問 10) 厚生年金に加入しましたが、国民年金の納付書が送られてきました。どうしてですか。

(答)

厚生年金保険に加入した記録が被保険者記録ファイルに登録されると、自動的に国民年金の喪失処理を行います。納付書の作成スケジュールの関係で行き違いとなってしまうと考えられます。

＜WMで確認する項目＞

- ① 基礎年金番号
- ② 資格取得日

【資格取得の登録がない場合】

まだ、厚生年金保険の加入の登録がされていないため、今後加入手続きが行われれば国民年金の喪失処理も行われます。

【資格取得の登録済の場合】

年金事務所に資格喪失処理の依頼をしますので手続きの必要はありません。

国民年金については、納めていただく必要はございませんので、納付書は破棄してください。

(問 11) 昭和61年3月以前は、何歳まで厚生年金保険に加入できましたか。

(答)

昭和61年3月以前は、厚生年金保険の加入について年齢による制限はなく、健康保険と併せて加入できました。

その後、昭和61年4月以降から65歳までの年齢制限が設けられました。

さらに、平成14年4月から70歳までの年齢制限に変更されました。

(問 12) 退職日の翌日が資格喪失日となるのはどうしてですか。

(答)

厚生年金保険法第14条により、その事業所または船舶に使用されなくなったときの翌日に資格を喪失すると定められています。

(問 13) 議員(地方、国会等)は議員年金の他に年金制度に加入しなければならないのですか。

(答)

議員年金は被用者年金(2号被保険者)に該当しないことから、60歳未満の方は国民年金に加入する必要があります。

<補足>

国会議員... 昭和55年4月1日から任意加入(昭和36年4月から昭和55年3月は合算対象期間)

昭和61年4月1日から強制加入

地方議員... 昭和36年4月から昭和37年11月まで強制加入(昭和37年12月から昭和61年3月まで合算対象期間)

昭和61年4月から強制加入

(問 14) 共済組合と厚生年金加入記録が重複した場合はどうなりますか。

(答)

昭和61年3月以前は重複していてもそれぞれの期間として計算します。

昭和61年4月以後は共済組合が優先されるため、厚生年金保険の期間を訂正します。

(問 15) 採用が内定している大学4年生が3月20日に卒業して、翌21日から当社で実習についている場合は、いつから被保険者となりますか。なお、当人の正式入社は4月1日ですが、実習中は日割計算で賃金を払っています。

(答)

被保険者となるかどうかは、適用事業所で働き賃金を受け取るという事実上の使用関係が決め手となります。今回のケースは、実習中といっても事実上の使用関係があり、引き続き正式入社して勤務することになるため、3月21日に被保険者の資格を取得することになります。

(問 16) 半年間外国へ出張する人がいますが、被保険者の資格はどうなりますか。

(答)

被保険者の資格については、健康保険と同じく、海外へ出張した人についても、適用事業所での使用関係が続いている限りは資格の喪失はしません。保険料については、出張期間も被保険者期間に含まれ、年金給付の対象となるため、保険料は負担することになっています。

(問 17) 当社では、外国の研修者が従業員として勤務していますが、被保険者となりますか。

(答)

適用事業所に働く従業員は、国籍に関係なく被保険者となることになり、外国人であるからといって特別の扱いはされません。ただし、出身国と日本が社会保障協定を締結している場合は、二重加入の防止、年金加入期間の通算を行うこととしています。

また、受給権を満たした場合、例えその時に国外居住であっても、年金として送金します。

なお、平成7年4月から、厚生年金保険の被保険者期間が6ヶ月以上あり、老齢基礎年金の資格期間を満たしていないなど一定の要件を満たした外国人が被保険者の資格を喪失し、日本国内に住所を有しなくなった日から2年以内に請求を行えば、脱退一時金が支給されることになっています。

(問 18) 当社では、主婦をパートタイマーで雇うことにしましたが、厚生年金保険の被保険者として適用しなければなりませんか。

(答)

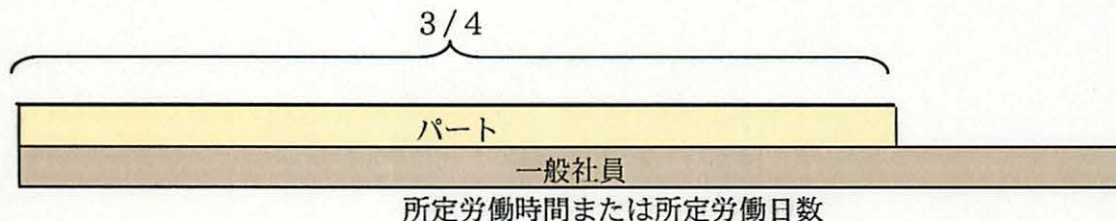
パートタイマーを被保険者として取り扱うかどうかは、その身分関係だけで一律に判断するのではなく、使用関係の実態に応じて判断しなければなりません。その一つが目安になるのが常用的雇用関係にあるかどうかで、次にあげる勤務時間と勤務日数で、両方に該当するときに常用的関係が認められ、被保険者とするのが妥当とされています。

① 勤務時間

1日の所定労働時間が一般社員の概ね4分の3以上であれば、該当します。例えば、一般社員の所定労働時間が1日8時間とすると、6時間以上が該当します。日によって勤務時間が変わる場合は、1週間をならして、所定労働時間の概ね4分の3以上の勤務時間があれば該当します。

② 勤務日数

1ヶ月の勤務日数が、一般社員の所定労働日数の概ね4分の3以上であれば該当します。一般従業員の1ヶ月の所定労働日数は、必ずしも実出勤日数を指していませんが、その事業所で同じような仕事をしている従業員の所定労働日数を確認して、概ね4分の3以上を勤務していれば該当します。



以上はいくまでも一つの目安ですので、これに該当しない場合であって、就労形態や就労の内容などを総合的に判断した結果、常用的雇用関係が認められたときには、被保険者とします。

<補足> 短時間正社員にかかる厚生年金保険の適用について

近年、「短時間正社員制度」を導入する企業が増えつつあり、これらの人の厚生年金保険等の適用については、平成21年6月30日より適用が可能となり、勤務時間及び勤務日数の4分の3にとらわれることなく加入ができることとなりました。

短時間正社員とは、「他のフルタイムの正規型の労働者と比較し、その所定労働時間が短い労働者であって期間の定めのない労働契約を締結しているものであり、かつ、時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が、同一事業所に雇用される同種フルタイムの正規型の労働者と同様であるもの」とされています。短時間正社員として適用されるかどうかについては、年金事務所が労働条件、就業規則及び給与規定等を確認の上で判断をすることとしています。